

平成26年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

開会 午後3時00分

○事務局（清谷） 定刻になりましたので、ただいまより「平成26年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。本日司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部動物愛護畜産課の清谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の部会は大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして環境農林水産部動物愛護畜産課長の西池から挨拶を申し上げます。

○事務局（西池） 皆さんこんにちは。動物愛護畜産課長の西池でございます。本日は、「平成26年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆さま方にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大阪府の府政、とりわけ鳥獣保護行政には格別のご指導ご協力をいただきまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、大阪府におきましては、第11次の鳥獣保護事業計画等を柱といたしまして、野生鳥獣の適切な保護と管理を推進するため、各種施策を展開しているところでございます。本日は、平成26年11月1日から区域の拡張を予定しております紀泉高原鳥獣保護区の変更について、大阪府から環境審議会へ諮問いたします。今回ご審議いただく事業につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定によりまして、本部会での決議をもって審議会の決議とすることになっております。

後ほど担当者から詳しい説明をいたしますが、都市化が進んだ大阪府において、鳥獣保護区は野生鳥獣を保護し生物多様性の保全を確保する上で重要な拠点でございます。大阪府といたしましても、今後、市町村や関係者の合意形成を図りながら、地域指定や区域の拡張に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。部会の開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料ですが、平成26年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会と書いた表紙です。その裏面が本日の次第となっております。

次に審議事項にかかる資料ですが、資料1-1から1-3でございます。ホチキス留めしているもので、右上に資料1-1と書いております。資料1-1から1-2、1-3資料2と続いております。

また、卓上には本日の配席表、一枚めくっていただきまして委員名簿。その裏面が運営要領となっております。

また、みどり推進課のほうから、『大阪府レッドリスト2014』と書かれた赤い冊子です。それと『生物多様性についての取り組みを始めませんか』という冊子でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、前回の野生生物部会以降に、新たにご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。

森本委員の後任として、ご就任いただいた黒田委員でございます。

森下委員の後任としてご就任いただきました細谷委員ですが、本日は他の用務と日程が重なりご欠席されております。その他、ご出席いただいている委員につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。なお、本日の委員の出欠状況でございますが、細谷委員は先ほども申し上げましたように、他の用務と日程が重なりご欠席されております。出席委員につきましては、委員定数9名のうち8名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして本部会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、続きまして、本日は諮問事項がございますので、資料1-1により大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

事務局（西池） それでは私のほうから知事に成り代わりまして、諮問文を報告させていただきます。

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様。大阪府知事 松井一郎。

紀泉高原鳥獣保護区の変更、区域の拡張について、表記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項において準用する。同項第4条第4項の規定に基づき、審議会に意見を求めます。

○事務局（清谷） それでは、これ以降の議事につきましては、石井部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石井部会長 皆さんこんにちは。野生生物部会長を努めております石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の議事ですが、2件です。1件が審議事項で、「紀泉高原鳥獣保護地区の変更（区域の拡張）について」、2件目が報告事項、「生物多様性の保全に関する事項について」でございます。それでは、早速ですが、紀泉高原鳥獣保護区の変更について、ご審議いただきたいと思ひます。まず、事務局から規定しようとする地域の概要、それから大阪府で作成されました「紀泉高原鳥獣保護区の保護に関する指針（案）」についてご説明いただき、そのあと全体を通じて委員の皆さまからご意見、ご質問があればいただくことにしたいと思ひます。ただ、鳥獣保護地区の変更においては、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。あるいはそれらに関する指針の案を公開することなどが定められております。それらの経過や関係団体の意見なども併せて、事務局から、ご説明をいただきたいと思ひます。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 野生動物グループの清谷でございます。少し見にくいところで、大変申し訳ないですが、それでは、紀泉高原鳥獣保護区の区域の拡張についてご説明申し上げます。大阪府では野生鳥獣の保護、繁殖を図りますため、鳥獣保護区の指定に努めておりますが、「鳥獣保護法」では鳥獣保護、繁殖を図る上で重要と認められるものにつきましては、鳥獣保護区に指定し、狩猟により鳥獣捕獲等を禁止できることになっております。

現在大阪府には、18カ所、約1万2801ha、府域面積の約6.7%の鳥獣保護区がご

ございますが、この度、鳥獣保護法第28条第1項及び大阪府が定めた第11次鳥獣保護事業計画に基づきまして、鳥獣保護区の変更指定を行い、区域拡張を求めるものでございます。写真を準備しておりますので、資料1-2紀泉高原鳥獣保護に関する指針の(案)、こちらになります。1ページをご覧くださいまして、お手元の資料と併せてご覧いただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

こちらのスライドのとおり本地区は大阪府と和歌山県を隔てる和歌山和泉山脈の西部に位置し、南側が和歌山県域に接する大阪府の南部阪南市と岬町の南端に位置しています。区域につきましては、点線に囲まれた範囲が阪南市内の既指定区域でございます。実線で囲まれた範囲が今回、区域拡張を行う岬町内の区域でございます。

スライドは紀泉高原鳥獣保護区の区域拡張前後の一覧表でございます。認証及び指定規模はこれまでどおり紀泉高原鳥獣保護区森林鳥獣生息地の保護区でございます。区域は岬町所在国有林810-811の各林班合計113haが拡張する区域であり、面積は192haから305haに拡大いたします。また、期間は平成26年11月1日から平成36年10月31日までの10年間でございます。

既指定区域は、平成22年度に期間更新をしたところでございますが、当時の調査では鳥類72種、うち環境省レッドリスト掲載種が7種、獣類が4種確認されております。今回、拡張区域を含めて再度調査をしましたところ、鳥類79種、うち環境省レッドリスト掲載種は9種、獣類16種が確認され、鳥類がほぼ同様、獣類が増加という結果でございました。

スライドの写真は拡張区域を西側から撮影した全景でございます。本地区は標高200メートル前後の鳥取池や栄谷池、保護区西側の沢池等に流れる溪流及びその周辺の標高約400メートル前後の山林で構成された地形でございます。

これらカシ、ヤマザクラ、ヤマモモなどの紅葉樹林やモチツツジ、アカマツ群集、スギ、ヒノキ、人工林で構成されており、拡張区域内にはシイ、カシの萌芽林やカクレミノ、シロダモの多い地域でございます。広葉樹は大木が多く、野生鳥獣の餌となります植物や昆虫類が豊富であるため、鳥獣にとって生息しやすい環境となっております。

これは拡張区域北部の俎石山の山頂でございます。近畿自然歩道として歩道整備が実施されており、四季を通じてハイカーが多い地域でございます。ご覧いただきましたように本地区は良好な自然環境を有しておりまして、野生鳥獣のすぐれた生息環境を形成しております。

また、希少な鳥として目安となる種の保存法の国内希少野生動植物種であるオオタカやヤイロチョウ、ハヤブサなどの3種のほか、環境省レッドリストに掲載されているサシバ、ミゾゴイなど9種が含まれております。今回拡大を検討している区域では、種の保存法の国内希少野生動植物種としてオオタカ、ハヤブサ2種のほか、ミゾゴイ、ミサゴ、ハチクマなど環境省レッドリスト掲載鳥類7種が確認されております。

特にミゾゴイについては、拡張区域内の溪流沿いで繁殖が確認されており、さらにミサゴは拡張区域を囲むように三番も繁殖しており、大阪府内ではほかに例がなく特筆すべき場所となっております。さらに良好な自然環境を好むキビタキやサンコウチョウなどが確認

されているところでございます。

一方、獣類では大阪府レッドデータブックに掲載されているアナグマやニホンリスなど6種、そのほかテンやタヌキ、ニホンノウサギなど合計16種の生息が確認され、当地区の鳥獣の生活環境としての重要性を裏付ける結果となりました。

保護管理に関する事項につきまして、保護に関する指針の（案）2ページの（3）をご覧ください。大阪府としましては、鳥獣保護員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロなどの密猟の取り締まりを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を実施するなど野生鳥獣の生息環境保全を図るとともに生息状況調査を実施し、今後の保護管理に反映させていきたいと考えています。

また、行政機関やNPOとも連携して、自然環境教育の場として普及啓発に努めていきます。なおイノシシなどによる農業被害に対しましては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵設置等の被害防止対策を推進し、被害軽減に努めていくこととしています。

最後に指定の手続きにつきまして、資料1-3の鳥獣保護区の指定スケジュールをご覧ください。10年前の更新時から鳥獣保護法が改正され、指定の手続きが一部変わっております。指定にあたっては、保護に関する指針（案）の公告、縦覧を行うことや指針（案）に対して異議がある旨の意見書の提出があった場合は、公聴会の開催、その他必要な措置を講ずることとなりました。これまで保護に関する指針（案）の公告・縦覧及び阪南市、岬町ほか、利害関係者や関係機関との調整を行いましたところ、特に意義や意見等はなく、これらの関係者の方からもご同意を得られましたことから、今回は公聴会を開催しないことといたしました。

本日は野生生物部会の審議答申を経まして、8月上旬には大阪府の意思決定を行い9月上旬には環境大臣へ協議する予定でございます。その後、10月上旬には公示し、11月1日から新たな存続期間が開始することになります。以上で「紀泉高原鳥獣保護区の区域の拡張について」説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石井部会長 ありがとうございます。それでは委員の皆さまからご意見、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○高柳委員 まず、いいですか。6種の説明でニホンリスというのは、映像では書いていたのですが、こちらではニホンイタチになっていて、レッドリストはニホンリスではなくて、ニホンイタチとなっていて、ニホンリスもとても大事なので、僕はニホンリスが出てきて、良かったなと思っています。どちらなのか確認を説明と内容が一致していなかった。2ページの（3）の上です。さらに獣類ではということで、6種拳がってきて、さらにニホンイタチなのですが、今、ニホンイタチが出ずにニホンリスという説明があったので、ニホンリスは載っていないので、ニホンイタチはどうなのかということで、それで間違いがないのかどうか。

○石井部会長 両方ともレッド種になっているのですか。

○高柳委員 いえ、ニホンリスは載っていないので、今見ればニホンリスが入っていないのは不思議だったのですが、ニホンリスもどうなっているのか。事実確認だけなので、書類

が間違っではいけないので。

○事務局（堤側） 少しお待ちください。

○石井部会長 では少し調べていただいて、はい。どうぞ。

○阪口委員 ここは私どもの尾崎支部、また、岬町の有害鳥獣対策協議会等がありますが、ここらとの調整を図らなければいけないということなのですが、実際、尾崎支部の有害担当しておりますが、この地区で捕獲頭数、平成25年度のイノシシの捕獲頭数はいくら獲っておりますか。有害捕獲で。

○事務局 まず、イノシシで、阪南市で隣側になりますが、以前からになっておりますが、32頭、狩猟で31頭、合計63頭になります。岬町区域では、有害で230頭、狩猟で59頭、合計289頭がイノシシの捕獲数です。これが平成25年度の実績ということですよ。

○阪口委員 阪南、岬とも、特に岬町に関してはイノシシの有害も狩猟も増えて、有害230頭と言えば、大阪府下では2番目に多い、捕獲一番は柏原というのがありますが、柏原が一番多いのですが、ほぼ300です。230かなり多いですが、大事なのは保護管理、保護するのは結構ですが、間違った保護をした結果、現在このようになっていることを、まず認識していただきたい。特に僕がいたいのは、北摂のシカです。北摂のシカはずっと保護、保護できて、どうしようもなく増えすぎた。「さあ捕れ」と。そんなものすぐ獲れるものではありません。はっきり言って、大阪から追えば兵庫、京都へ逃げる。

あいつらは別にここが大阪やと住民票も何もない奴やから、好きなところに行きます。これは今、環境省のほうも森林局と大阪府で直接契約いたしまして、箕面のアイディアの中で、罾とオリによる捕獲を36頭、すでに30頭獲っています。この間契約したところですが、もう30頭獲っています。

これは36頭、もしくは一年でストップなのですが、そんなもの一年待つどころか。2カ月で30頭ほど獲ってしまって、近く打ち止めということで、かければいくらでも獲れるということになっていきますので、大事なのは保護は大いに結構ですが、保護すべき鳥獣と管理すべき鳥獣、これを間違えば大変なことになり、あとお金がかかり、労力がかかり、被害が増えてという。このような実態が大阪でも北摂のシカではっきり証明されているわけですから、これをくれぐれも間違いのないようお願いしたい。

といいますのは、最終的にわれわれのところに戻ってくるわけですよ。はっきり言って、皆さんがやられるのであれば、僕は何にもいいません。最終的にはみんな私たちのところに回ってきて、「やってくれ、獲ってくれ」と。われわれはとてもの暑い中でやっているのかということで、少し理解していただきたい。最初にこれを言っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○石井部会長 貴重なご意見でございます。はい。どうぞ。

○又野委員 逆らう気は全然ないのですが、ここに出ている鳥類とかは、非常に自然度の高いところにしか住めない鳥ですし、ミソゴイの繁殖というのは、本当に貴重ではないかと思えます。だからぜひ、このようなところは保護していただきたいということがあり、少し話が違いますが、3のところに野鳥観察など人と触れあいの場とか、いろいろ書い

てありますが、この文言は美しいのですが、実際のところは、「こんなのがいるよ」と言えば、観察とか、カメラを持ちかけて、そこらを破壊されるという現実もあり、ミソゴイの繁殖時期とかになりますと、絶対にカメラマンが押し寄せますし、それで巣を放棄されたらということで、これはオープンにヤイロチョウにしてもそうですが、オープンになることの善し悪しということ、タカなどにしてもそうですが、逆に少し不安になるということで、啓蒙運動と野鳥観察のときのレベルアップというのですか。どうして保護なのか。どのようにすればいいかという。指導者の教育にもう少し勉強する必要があるのかと思います。

○石井部会長 同意見だと思いますが、何か野鳥観察などという具体的なイメージとか、おありになるのでしょうか。

○事務局 この山の頂上などは、先ほど見ていただいたと思いますが、ベンチがありということで、先ほど先生がおっしゃっていただいた節度を持って観察していただくのは、それはそれでいいかと思っています。今、皆さんご存じだと思いますが、鳥獣保護員ということで、各市町村に渡って指導員を指定させていただいています。月にこちらで1回、2回ですということをお願いしているのですが、それ以上回っていただいて観察されている方に、マナー、注意とか。例えば枝を切って打っているとか。たばこを吸っているとかあった場合、たばこは危ないですよとか、自然のまま見るので、あまり影響のないように観察してくださいという指導もさせていただいています。

先ほど猟友会からの推薦とか、日本野鳥の会からの推薦、それから自然環境保全協会からの推薦という。皆さんベテランの方に指導していただいていますので、その辺は現場で対応、あとはわれわれ行政のほうでパンフレットをつくったり、野鳥は自然のままという。公共の啓発をやっているところですので、できる限り今おっしゃったようなことのないレベルまで、皆さんの常識というのですか。そのようなものをレベルアップすればいいなと思っています。

○石井部会長 よろしいですか。

○又野委員 はい。

○阪口委員 保護区を設定すれば、そこに生息する鳥獣すべて対象になるのですか。

○事務局 はい。すべて対象になります。

○阪口委員 それはおかしいでしょう。

○事務局 それで、すみません。

○阪口委員 アライグマなんかは特定の外来種でしょう。そんなものは絶滅させなければいけないのに。

○事務局 それで、まず基本は保護しましょうという形です。あと、先ほどお話しがありましたイノシシとか、今お話しがありましたアライグマにつきましては、有害捕獲ということで、生活とか農業被害があった場合は、別段、保護区であったとしても、当然、めちゃくちゃ獲るわけではないので、その辺は秩序を持って有害の捕獲ができるということになっております。

○阪口委員 狩猟では獲れないということですね。

○事務局 そうです。狩猟では獲れないということです。

○阪口委員 狩猟では獲れない。はい。狩猟で獲れば、はっきり言えば市長はお金を出さなくていい。有害で獲ることになればお金を出さなければいけない。大切な税金を使わなければいけない。狩猟で獲れば狩猟登録した人は、そこで捕獲できるわけですから、より一層獲ってほしいから獣類に関してはイノシシ、シカに関しては、11月1日から3月15日まで狩猟期間を延ばしたわけです。だから狩猟で獲れないということであれば、有害で獲るということは、それだけ税金の出費が多くなる。そのようなことになります。

○石井部会長 よろしいですか。どうぞ。

○黒田委員 よろしいですか。私は今日、初めての参加ですので、背景がよく分からないままということもありますが、これまで私は、京都府の同じタイプの会議に参加して、何となく向こうの様子は分かるのですが、やはり貴重な生き物の保護というときに、生き物事態を保護するだけでは無理で、今の森林自体の環境保全をセットでしない限り減っていくのは、皆さんご存じだと思いますが、その一つで先ほどからおっしゃっているように、シカとかイノシシの害がすさまじいので、下草一本もない。木のほうもかなりやられている状態では、貴重な生き物も生きにくいし、もう一つここは、まだ大丈夫かもしれませんが、ナラ枯れのほうがどこまで来ているのかということも関係あると思いますが、がらっと森林植生が変わってしまいますので、結局、森林とワンセットでの大事な生き物の保全ということ、考えていくことが、非常に大事になると思っています。

大阪のほうで、このように鳥獣保護区を設定されるときに、必ず有害鳥獣をどのようにするのかということも相反することで、うまくいかない部分もあると思いますが、少しその大筋のところを教えてください。森林の維持管理を含めて、このように獣害の防除の方針ですとか、今のナラ枯れの現況というところで、この部分だけで結構です。

○事務局 まずナラ枯れ現状ですが、まだここまでは南下しておりません。

○黒田委員 今どの辺りまで。

○事務局（穂積） 生駒山系まで、河内長野市のところ辺りまでです。

○黒田委員 ああ、そうですか。生駒は出ています。でもいずれ発生するだろうと思いますので、いずれ近づいてくるにあたって、本当に貴重なところはどのように守るのかという議論は必要になってくると思いますが、あとシカ、イノシシの数を減らさなければ林床が駄目になるということに関しては、ここは深刻ではないのですか。

○事務局 今、言っていた中では深刻でないということではないでしょうが、今、お示しさせていただいたように国有林ということもありまして、国がある程度の監視はしていますということになりますが、あとここは市のほうの遊歩道にもなっていることなので、遊歩道の周りはある程度の管理はできています。

○黒田委員 管理といいますと。

○事務局 例えばある程度の刈り払いとか、刈り払いについては農業被害という。

○黒田委員 獣が出てこないようにするための刈り払いということですか。

○事務局 二つ意味があるかと思います。人が通りやすいということと獣が人の歩いているところに出てきにくい。

○黒田委員 でも、それは数を減らすところと関係のない話です。

○事務局 有害捕獲自体は、それほど何でもかんでも獲ってしまう話ではありませんので、基本はどこまで人がその被害を享受できるのかという。被害に対してどれだけやりましょうということなので、例えば100頭いるとすれば、被害はものすごく大きいので、何頭に減らしましょうということになりますので、すべてを獲る必要はなくて、なおかつ獲ってしまうということは、先生がおっしゃるように出てこなくするという。刈り払い等というお話になりますが、それは被害対策と一緒にあって有害捕獲をします。それから刈り払い等、それから電気柵をしますという。補助金などが一緒になって、被害を少なくしていきましょうということで一体になっています。

○黒田委員 農業被害に関しては、そのような柵ですみませんが、それでは数が減らないので、どこの府県でも大変なのはそこだと思いますが、数を減らすにあたっては、どれぐらい生息しているからということか。それとも林床がここまでやられているので、グレードでこれぐらいだから、これだけ駆除しなければいけない感覚で、例えば兵庫県などはやっていますが、その辺のところは先ほどのお話では、結構、獲っているところは200何十頭。

○阪口委員 岬町ではほぼ300頭です。

○黒田委員 はい。これは岬町、すみませんこの辺りの地図に疎いのですが、岬町というのはここに隣接する場所になるのですか。

○阪口委員 うちの尾崎支部のテリトリーです。

○黒田委員 この今、新しく区域にするところですか。

○事務局 はい。そうです。新設のところが岬町です。

○黒田委員 岬町なのですね。ということは、現在かなりシカを獲っているところが。

○石井部会長 いえ、シカではなくて イノシシです。

○黒田委員 イノシシを獲っているところが岬町ということで。

○石井部会長 あまりシカは。まだ。

○黒田委員 見たことはない。はい。分かりました。

○阪口委員 目撃情報がありますから。

○黒田委員 目撃情報があるということは、かなりいるということだと思いますが、すみません。だいぶイメージがわいてきましたが、そのようになりますと森林に対する獣害というものも、これから視野に入れて、観察しつつも地域指定になると解釈してよろしいのでしょうか。

○石井部会長 そうです。私がいうことではないですが。

○事務局 そうなります。言われているように、鳥獣保護法が保護管理ということなので、変わっていくことになりますので、その辺はシカ、イノシシなどの特定計画などの中で併せて、この部分を考えていくことになるかと思えます。

○黒田委員 そういうことでありまして、されることについて特に異議は挟まないですが、やはりどこでも数が増えて獣害、森林に対する獣害がすごく増えていきますので、途中経過を見ながら、もっと迅速に数を抑えなければいけないとかいう判断は、そのうち必要にな

るかもしれないという印象があります。ですから10年間ということですが、その辺の状況は調査が必要ではないかという。

○石井部会長 モニタリング調査という。

○黒田委員 はい。密度ハーフですね。動物の管理すべきほうの対象の把握は、単に農業被害だけではなくて、もう少し必要ではないかという印象があります。

○事務局 先ほど申しました鳥獣の保護員という方がお出でになりますので、最大限にその辺の調査といいますか。試験などを利用させていただきまして、機会があれば見ていきたいと思います。

○石井部会長 では森林の植生の保護という形で。

○黒田委員 推移のチェックですね。ひどく被害を受けて、大事な動物が生息しづらくなるような方向にいくかどうか。京都では、かなりいろいろな生き物が危ないのではないかということで危惧されています。

○石井部会長 分かりました。

○高柳委員 実は議事録に僕の言葉ばかり書いて、あれなのですが、まず短く、先ほどシカの話がありました。阪南と岬におけるシカの被害報告の現状と有害狩猟頭数についてどうなのか。

○事務局 まず、シカの目撃はあるということで、情報は得ておりますが、それが常時ということではないので、今のところ森林に対する被害というものをシカが行っているという現状はないということです。

○高柳委員 もう一度聞きますが、農穀物被害の報告がなければ、有害捕獲の狩猟は行われていないということでしょうか。

○事務局 はい。

○高柳委員 もう一つは、先ほどイノシシの話があったときに、今、新しく指定されている区域内でイノシシの狩猟や有害捕獲は行われているのでしょうか。

○事務局 実際、行われております。

○高柳委員 行われている。それが200何十頭のうちどれぐらいを占めているのですか。

○事務局 分かりません。全体的にこの部分でいくらかというプロットを取っていませんので、少し今、お答えはできません。

○高柳委員 イノシシに関する生態系被害というのは、まず明確には出ていませんが、足などを見ている、掘り起こしをすいぶん聞いたりすることがありますので、そのような意味では、先ほどご指摘があったように、区域指定をすることによる影響というのは、十分に検討する必要があると思いますので、今の把握されていないというのは、非常に大きな問題ですので、この中で狩猟がどのぐらい行われていて、有害捕獲がどのぐらい行われているのか。

例えばこの中で、狩猟で非常に獲っているのか。先ほどの頭数ですと有害捕獲でかなり獲っているということで、この中で有害捕獲は継続して行う。ないしは狩猟を制限する分、有害捕獲をより積極的に行うということを考える。それはきちんと考えていただくことが必要であると思いますのでご検討ください。

それからあと、先ほどのミソゴイの話、私も非常に危惧しております、曖昧な回答しかなかったのですが、モニタリングをするならば、まずそのような希少種のモニタリングを優先されるだろうという気がしますので、希少種のモニタリングをすると同時に、やはり希少種の啓蒙より、まず保全を優先すべきだと思いますので、啓蒙とか鳥獣保護員による指導以上に、はるかに保全を考えていただきたい。そのようなことをまず注意を払っていただくことで、鳥獣保護区の関係をもとめていきたいと思います。

それとあと有害捕獲、例えば今後、柵をしてという話がありましたが、柵をするにしても有害捕獲するにしても、鳥獣保護区外で、例えば有害捕獲を率先すれば、鳥獣捕獲内に野生動物が見られます。逆に鳥獣保護区外で盛んにやろうとすれば、希少動物に影響が大きくなります。このバランスをいかに取るかというのは、どこにも前例がないので十分注意して、これらの希少種をヤイロチョウにしても、ミソゴイにしても、ものすごく大切な種類だと思いますので、これらの種がいなくなってしまうのは、新規指定の意味がありませんので、ぜひともそれらを守るという視点で、指定するだけではなくて指定に伴う、やはり保全についても十分計画を立てていただきたいと思います。

○石井部会長 ありがとうございます。ご指摘どおりだと思います。よろしく願いいたします。

○阪口委員 絶滅危惧種とか保護することは大いに賛成なのですが、保護区を増やす。例えば現在保護区はたくさんあります。私の裏の山は全部保護区だから大阪府は来ないのだと。われわれの仲間、うちは裏の山でするところはありません。ここ大阪でも仕方がない。それであれば福井へ行こうとか、三重へ行こうか、奈良へ行こうか。他府県登録が圧倒的に多くなります。

今までは、大阪府も有害鳥獣に参加される方、大阪府の狩猟登録をなさってくださいということですが、する意味がなくなっているのです。すでに、現に私は20年以上大阪府で受けておりません。羽曳野ですと有害はやっておりますが、大阪府では全く狩猟はしませんので、受ける必要がないわけです。

このようなことがどんどん進んでいきますと、いわゆる狩猟で、大阪府内で獲ってもらう獣類の数はどんどん減る傾向にあります。あとは仕方ない。有害捕獲は個体調整で獲る以外にないわけです。そのようなことになると当然そのような予算も必要になりますし、僕らの思うようにはなかなか出してくれないということで、うちの会員に無理を言ってやってもらっているというのが現状です。

うちは公社でございますので、公益性の一番高い事業は、有害捕獲ということで、これは昨年4月1日に認定いただいたときも外部のほうから、そのようなご指摘を受けておりますので、そのようなものは基本的にはさせていただきますが、片方で保護区をどんどん増やす。やっても保護区に逃げ込む。保護区だけでは餌を食べられないから出てきて悪いことをする。これのいたちごっこです。

基本的に僕は、保護区はこれ以上増やしてほしくない。現保護区の中でも、例えば特定猟具使用禁止、いわゆる鉄砲による捕獲はいけないですが、箱穴かくくりであればいいと。それであればうちの裏の山にはたくさんイノシシがいるから、大阪府を受けようかという

ことになりませんが、そのようにもならない。これは今回が初めてではなくて、何年も前から言っているのです。保護するのは結構ですが、保護しすぎた結果このようになっているのですから、まずその反省点に立って、きちんと管理を徹底してやる。

まだ大阪などは、はっきり言って軽いほうです。もっとひどいところはたくさんあります。報告を見ていたら、尾瀬などはシカの食材を拾って、生態系が変わってしまって、昆虫までいなくなっている。下草まで全部食べてしまって、少し雨が降れば山から土砂崩れが起きて、大阪でも一部北摂のほうでその指摘を受けていますが、下草をシカが全部食べてしまうと、このようになれば元に戻すのは、はっきり言って大変な苦勞だと。

10年計画ぐらいでやらなければ、元に戻らないでしょう。おそらく一生懸命やっても、これは希少種を保護するため、われわれも以前、狩猟地やったらウズラを始めまして、保護鳥になりましたが、このようなものどんどん少ない希少なものは保護増殖、これは大いに結構なことで、だけど害を与えるものに関しては、何も絶滅させるとは言っていない。われわれ人間と共生できる数まで減らすという。これは富士山麓に約3万頭のシカがいるらしいですが、大学の先生が人間と住めるのはどのぐらいと言え、6000頭ぐらい。2万4000頭は誰が獲るのですかと。

みんなうちに言ってくるのですと。2万4000頭減らして6000頭になれば、それほど被害も出ずに、われわれ人間と共生できる地域になるのではないかと。これはあくまでも推計の話だと思いますが、そこまで一端増やしてしまうと減らすためにはどれだけ労力と時間とお金がかかるのかということ、やはり認識していただきたいと思います。

一番大事なのはハイカーがそこに食べ物を捨てない。これを守ってもらわなければ絶対駄目です。これははっきり六甲のイノシシでそれが出ています。西宮の川の中にイノシシ住み着いています。石で困ったところでなぜそこで生活ができるのですか。みんなが餌を捨てるからです。

それで、そこにずっと居座っている2頭も、テレビに何度も出て有名なイノシシですが、それ以外にも夜遅くナイロンの買い物袋をぶら下げて帰ったら、イノシシがそれをぱっと横取りに来たり、それでケガも多発していますし、一端そのような味を覚えたものは、イヌでも何でも同じですが、われわれ人間でも同じですが、一端おいしいものを口にすると。なかなかまずいもので生活しろと言ってもできないというのは、生き物の定めではないかと思いますが、ハイカーには絶対食べ物は捨てない。しかもそのようなものが出てきてもものを与えない。これを絶対に守ってほしいです。

○石井部会長 マナーの徹底ですね。

○阪口委員 はい。

○石井部会長 少し難しい議論なので、これぐらいで止めておきたいと思いますが、ほかはいかがでしょうか。

○前迫委員 意見はほぼ言っていていただいて、森林管理の必要性とか、地域管理の問題ですとか。いろいろ言っていたので、それでこの保護区に指定することに全く異論はないのですが、その森林管理です。ここを読んでいましたら、基本的にはモチツツジやアカマツ群集ということで、いわゆる里山認知、それを林班としてはシイ、カシのほうがいい

と書いてありますので、周期的に手を入れる管理とかされているのかどうか。放置状態なのかということが、これからのシカの問題もありますし、ナラ枯れの問題もありますが、保護ということで何もしなければ、どんどん森林としては遷移して行く方向になります。

そのような森林の方向性というものが、少し私は、鳥類は分からない部分がありますが、オオタカ以下の鳥類のハビタントとして森林の遷移との関係がどうなのかということと、アナグマとか小動物については、かなり極相林のところでも住めるかと思いますがカヤネズミとかキツネとか、そのような小動物のハビタントが森林の遷移とどのように関係していくのかという辺りは、大阪府としてはどのように考えておられるのか少しお聞きしたいと思います。

○事務局 少し小動物の遷移というところまで、私は分からないところがたくさんあるのですが、一つは今、指定しているところ、それから今回、議論していただいている場所については、国有林ということなので、特に普通の里山より収奪というのですか、そのような利用がものすごく進んでいるわけではない山かと思います。かなりある程度収奪がされずに残ったまま遷移していった山ということがあります。

アカマツについては、マツ食い虫に一時期やられておりますので、後継樹というのかアカマツのその次の世代のアカマツが生えてきているという森林になっていますので。

○前迫委員 それはそのような護岸というか。土地的にアカマツ林が生息するような環境を含んでいて、遷移が進んでいかない。常緑樹のほうに遷移していかないような地形であるという意味ですか。

○事務局 すべてそうではないと思いますが、もともとアカマツが多い。それで50年後半のマツ食い虫のときに、ほとんど部分のアカマツが泉州地域はやられています。それから今アカマツと書いてあるのは、若干、残っていた、もしくはその次の世代のマツということで考えていただければいいかと思いますので、すべてが常緑のほうに行ってしまうのではなくて、前の遷移も残したままアカマツというものが生えながら遷移しているかと思えますので、その辺の詳しく今後どのようになるのかというのは、もう少し議論しながら調査して行かなければ、少し今のところは分かりません。

○前迫委員 たぶん生息管理といいますか。いわゆる二次林というか。里山的なところを好む動物とかなり極相林になっても住めるようなものが、たぶん多様な環境が維持されて初めて、このようないろいろな動物が住めると思います。そのようなことであれば、今まで国有林でうまくいっていた部分もあると思いますが、ずっと保持することが、いろいろな動物の環境を保全することと一致してればいいのですが、一致しない部分もあるかと思えますので、そのような手を入れていくような管理が必要なところと。ずっと維持していくとか自然の遷移に任せるところの管理を、ある程度予測することが必要なのではないかと。

だから網を掛けて放っておけば、そこを保全するだけといいますか、何もなくて放置するだけでうまくいくかどうかということところが、いかないのではないかとということもあり、その辺を予測しながら管理していかなければ、網掛けも先ほど意見も出ていますが、網を掛けて何もなくて、それが保全ということではないと思いますので、少し積極的に

生息地の管理をすることも必要かと思えます。

先ほどから出ていますが、狩猟圧が減ったことによるシカの大量的な個体増加も各地で問題になっていますので、そのような意味でどこに狩猟圧を掛けることが、全体のバランスの中でいいのかという。結構この網を掛ける。300haだけの管理ではなくて、その外の地域管理もしていかなければ、たぶんうまくいかないというのは、大方の予測だと思えますので、そのようなことも視点としては必要かと思えますので、課として考えておられることがあれば教えていただきたいと思えます。

○事務局 はい。今までは、その隣が区域指定をされておりまして、今回、新しくということで、その引き続き南側になりますが、一定、10年間指定ということで、区域の期間は決まっているのですが、その中でも状況がどうだろうというのは、先生がおっしゃるように、今日言って明日というのは分からないと思えますが、例えば2年、5年というスパンの中で、どのような状況で変わっていくのかということは、今までよりも観察ができる。今まで保護区ではないので狩猟はされていまして、先ほど猟友会の会長さんもおっしゃったように、みんなが獲りに来ていたから減っていた部分が、今度、狩猟は来られないので、今度は有害捕獲だけという。高柳先生もおっしゃったように、いったいどれぐらいというのは、今つかんでいないので何とも言えないのですが、その辺の状況は指定したあと、2年、5年というスパンの中でどのようになっていくか。実際に里山が本当になくなっていくようであれば、先生がおっしゃるように、何か積極的な手を入れなければいけない場面もあるかと思えます。

○前迫委員 では、網を掛けることにより、モニタリング調査が始まる態勢がとれるということですか。

○事務局 皆さんがそれだけ注目されることになりますので、われわれだけではなくて、少し危惧される部分はあるかと思えますが、注目される部分は、反対に出てくるのかと思えます。

○黒田委員 少し補足したいのですが、現状スタートとしてこれから見ていくことは可能かもしれないですが、今、貴重な生物のことを専門にやっておられる方は、よくご存じだと思いますが、現状が最良ではなくて、現状がかなり悪くなっていて、かろうじて生きているという場合がよくありますので、それですと今の里山の環境は決していいわけではなくて、先ほどから国有林だからという話が出ていますが、里山と言われているところは、ほとんど50年から60年触っていないので、ものすごく暗くなっているわけです。

そこは多くの生き物にとって本来、望ましい場所でないのに、今、多様性がかなり落ちている現状もありますし、今からスタートして、今から変わらないようにストップを掛けるというのでは、少し遅すぎると思います。

環境省の植生のデータベース、地図なども見られますので、特に鳥の専門の方とか、このような残したいことに関して専門的な知識のある方を中心に、現状でいいのかとか、現状では悪いけれども、いきなり変えられないからせめてこのぐらいでとか、そのような意味での検討はできればやったほうがいいと思えます。

マツに関してマツ枯れが起こって、どんどんあちこちで減っているのですが、それを

マツ林と一応、指定している場合もありますし、現場に行ってみるとほとんどない場合もありますし、現場を見ていませんので、あまり憶測でものはいえませんが、昔のような明るい林でなくなっている場合も多いわけで、そこは他の生き物との関係については、もし、そのような活動をされている方がいらっしゃるようであれば、まず現状把握からスタートして、問題がどこにあるのか把握が大事ではないかと感じました。

○阪口委員 里山が荒れたのは、われわれの生活の問題なのです。はっきり言って。僕も狩猟を47年やっていますが、最初シシ撃ちするところなどは綺麗だったのです。

○黒田委員 それで、みんな木が若かったはずです。

○阪口委員 それで、間引いたものを地元で利用する。これを下げて帰れば煙草銭になったのです。今は誰も工事現場には全部金属製のパイプをクランプ入れて、バンセンでやるというのは、工事現場では今、見たことがない。それで里山が今、誰も入らなくなった。彼らのねぐらです。そこで味を覚えれば畑と近い、あんな山の中まで行かなくても、里山で暮らせるわけです。薄暗くなって畑にも近い人も来ない。本当に最近は山の上に行っても、全部プロパンガスです。風呂も何も全部プロパンガスでしょう。里山に行ってしばを拾ってきてご飯を炊く。風呂を沸かすということは、20年、30年ぐらい前からないでしょう。

だけどわれわれがそのようにしてしまったのです。はっきり言って。生活様式が変わってしまった。それにより里山が荒れ放題、少し前の台風で、僕ら奈良にも行きますが、大きな木が倒れても誰も出そうともしない。出してもお金にならない。それより外材がどんどん入ってくる。そちらが安くて使いやすいということで、今は林業なんていうのは、そのような面でもものすごくピンチです。

○古川委員 それで難儀しています。

○石井部会長 ありがとうございます。ほかはどうでしょう。いろいろご意見出ていますが、基本的には指定のしっぱなしでは、やはり駄目ですねということで、確かに資料(3)の3の並びに書いてありますが、野生鳥獣の生息環境を把握するため、鳥獣保護員やNPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学データを収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させると明記されていますので、やはり現状調査をして、どのような方向であるべきなのかということ、委員の皆さんにご指摘いただいています。計画を立ててやってほしいという。特に里山的な環境ということになりますと。何もしないというわけにはいかないかもしれません。ということで、よろしくお願ひしたいと思っています。細やかな管理をしたいということではないかと思ひます。

○黒田委員 里山の整備活動をされているような団体は、この近くにいらっしゃるのですか。この地域の。

○事務局 すぐ近くには学校林がありまして、学校がその山の手入れをやっておりますが。

○黒田委員 手入れではこれは里山の管理にはならないです。もう少し積極的なことを、里山らしい里山、本来の里山の生殖性に戻したいぐらいの、そのような意欲を持っている団体の方がいらっしゃると心強いと思ひますが。

○石井部会長 大阪府域にはそのような団体が多くて、私自身がやっている大阪みどりの

トラスト協会という。そのようなところを管理しているわけですが。

○黒田委員 そのような方とのペアリングがあればいい。

○石井部会長 近くにもかなりその団体がありますので、だからどのようにするかです。ほんとに里山的にするのか。当然できるのかどうか等も含めて、検討しながらだと思います。ほかはいかがでしょうか。だいたい意見は出尽くしましたでしょうか。ほんとに今日は活発な貴重な意見がいただけたと思います。それではこの紀泉高原鳥獣保護区の変更について、このような議論でございますが、これでご承認いただけますでしょうか。いかがでしょうか。それでは異議なしということで、どうもありがとうございます。

本日の結果をもちまして、大阪府環境審議会の答申とさせていただきます。11月に本会議の環境審議会がございますが、ここに報告させていただきます。どうもありがとうございました。審議事項はこれだけですが、もう一件、冒頭にいいましたように、報告事項がございます。生物多様性保全に関する事項についてということです。ここでは鳥獣保護法に規制された事項の審議を中心にやっておりますが、本部会では鳥獣だけではなく、その他の野生生物の保護に関して、必要な事項についても、今、調査、審議するということになっております。平成26年、今年の3月に大阪府のレッドリストが見直されております。この件につきまして事務局からご報告いただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（穂積） 失礼いたします。それでは報告事項といたしまして、生物多様性の件に関する事項につきまして、みどり推進課自然環境グループの穂積のほうから資料2に従いまして、これまでの取り組み状況などについて、ご報告させていただきます。座って説明させていただきます。

レッドリストの改正を含め生物多様性の現状と取り組みについて説明いたします。まず生物多様性保全につきましては、環境審議会の席でもご審議いただき平成23年3月に策定されました大阪21世紀の新環境総合計画の中で、すべての生き物が共生する社会の構築、生物多様性の恩恵を継続して享受するためにと指定する。地球温暖化防止や資源循環型社会、安全で健康な暮らしの確保と並んで、6つの柱のうちの一つに位置づけられております。

また、2020年までの目標として、生物多様性の認知度を70%以上にさせる。生物多様性の損失を止める行動を30%増加させるということを目標に掲げております。

さらに目標達成に向けての政策の方法といたしまして、生物多様性の重要性の理解の促進、生物多様性に配慮した活動の促進、府民と連携したモニタリング体制の構築、生物多様性保全に資する地域指定の拡大、最後にエコロジカルネットワークの構築の推進が位置づけられております。

こうした施策を展開するにあたって、資料2-1のとおり、生物多様性保全のネットワークを立ち上げているところです。これは大阪府内における生物情報を共有一元化して、効率的に府民に情報発信をするとともに、モニタリング体制を構築することを目的としたもので、市民団体、研究機関、行政等による平成24年3月に設立いたしました。

具体的な構成メンバーとしましては、右下の行政というところで大阪府、大阪市、堺市、大学では大阪府立大学、大阪市立大学、研究機関として府立の環境農林水産総合研究所、

大阪市立自然史博物館、在関西の生物多様性保の全関係団体として、関西自然保護機構、生物多様性関西が参画しており、事務局はNPOの大阪自然史センターとなっております。

今後はこのネットワークを活用し、情報収集力の向上でありますとか、情報発信能力の強化、レッドリストの定期的な改訂、生物多様性における普及啓発といったことを、進めてまいりたいと考えています。

次に2の裏になりますが、レッドリストの改訂です。レッドリストは絶滅のおそれがある野生の動植物の保護とか、府民に生物多様性の現状を知ってもらう役割を担っていると考えていますが、改訂にあたりましては、先ほどご説明いたしました大阪生物多様性ネットワークが府民の皆さまと連携して、分類ごとに選定ワーキンググループを通じ、調査データを集めまして、大阪府が設置いたしました大阪府レッドリスト改定検討委員会の委員の皆様方に選定評価を行っていただき、レッドリストとして取りまとめを行ったものでございます。

お手元に平成26年3月に改訂いたしましたレッドリストをお配りしております。平成21年度「レッドデータブック」の作成を研究所、親展、生物多様性を巡る認識の変化、府内野生動植物の生息環境の変化などを踏まえ、大阪府レッドリスト2014として作成いたしました。レッドリストの8ページをご覧ください。

選定種はほ乳類鳥類等14の分類群から1485種を選定しております。今回、分類群で7、クモ類、10、海岸生物、11、その他淡水産無脊椎動物、13、コケ植物、14、菌類の5分類群を追加いたしました。地域環境を選定する枠組みとして、15、地形地質及び16、生態系、17、生物多様性ホットスポットを選定しました。

新たに追加されることになった種類は704種でございます。レッドリストは4月に大阪府の生物多様性ポータルサイトの大阪生物多様性広場等で公表しました。公表後絶滅危惧種として掲載されましたキツネやマツタケについて、新聞報道がなされるなど、生物多様性に関心を持っていただく機会になったと考えています。今後につきましては、先ほどの生物多様性保全ネットワークとともに、地球啓発やレッドリストの活用方策を検討してまいりたいと考えております。

次に3の取り組み状況といたしまして、実際の生物多様性保全を受けた取り組みについてご説明いたします。お手元のみどり色のパンフレット、『大阪で生物多様性について取り組みを始めて見ませんか』の7ページ、8ページをご覧ください。

おおさか生物多様性パートナー協定制度が、企業も自主的な生物多様性保全活動推進するために、昨年創設いたしました。具体的には生物多様性保全に取り組む企業と大阪府、大学や試験研究機関が協定を締結することにより、企業が課題としている学術的、技術的な面を専門機関が支援するとともに、府が連携をコーディネートし、取り組みをPRすることで企業の生物多様性保全に関するCSRの取り組みを推進するというものです。

平成25年度につきましては、8ページのとおり3者が協定を締結いたしました。パナソニック株式会社、エコソリューションズ社につきましては、締結者は大阪府立大学、府立環境農林水産総合研究所、大阪府の3者で、門真市の同社の本社の敷地内にあります「はんえいの広場ビオトープ」におきまして、カワバタモロコ、ミナミメダカ、イザワといっ

た希少種も保護が行われ社内ボランティアによる定期的な管理や調査、ホームページにも定期的な情報発信に取り組まれております。

パナホーム株式会社につきましては、大阪府立大学、府立環境農林水産総合研究所、豊中市、大阪市の4者で同社の敷地内にあります、つながりの広場のビオトープにおきまして、ミナミメダカ、カワバタモロコなど、希少種の保護活動や近隣の小学校と結成した環境学習の場としての活動などに取り組まれています。

南海電気鉄道株式会社につきましては、締結者は府立環境農林水産総合研究所、岬町、大阪府の3者で、関西空港第2期工事に土砂採取跡地に整備された多目的公園いきいきパーク岬内のビオトープで自然観察会や定期的な保全活動、府民を対象とした環境イベントでの活動などに取り組まれています。

みどり色の冊子の7ページと8ページのつなぎを説明させていただきます。このパンフレットですが、企業支援のための保全活動内容として昨年度作成したものでございます。これを活用して企業やNPOの活動を活発にさせるとともに、それに伴う生物多様性保全の意識向上を図ってまいります。生物多様性保全の取り組みについてのご報告は以上でございます。

○石井部会長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきましたが、いかがでしょうか。生物多様性保全についての大阪府の取り組みということです。私のほうもレッドリストを暫定で見せていただいたのですが、大阪府は2000年に『レッドデータブック』立派なものを出しています。野生生物目録とセットにしてレッドデータブックというものをしています。

それでずいぶん間隔が空いてしまって、14年経ったのですが、環境省ぐらいのレベルでは、5年か10年ぐらいで改正していますので、それだと少し遅めなのですが、その代わりといっっては何ですが、今回は項目を増やしたということで、8ページに挙げているような、今、穂積さんが説明されたところですが、特に地形と地質です。これは特にユニークだと思いますが、それから生態系、それから生物多様性ホットスポットいうところを加えたということです。

それらに関しては後ろのほうに資料が出ていますが、41ページ辺りに、地形地質のほんとに全国でたぶん難しいと思いますが、レッドリストです。それから43ページのところには生態系のレッドリスト、一番最後の46・47ページのところでは生物多様性のホットスポットについてというところで、Aランク、Bランク、Cランクと設定したということで、かなり推進性があるのではないかと。それからさまざまな取り組みということでみどりのパンフレットでありましたように、パートナー協会にも始められたということです。何かご意見等ございませんか。

○高柳委員 このような指定はとても貴重で珍しいと思いますが、例えば地形地質などは、ジオパークとか出てきて、そのような背景があるのかという気がするのですが、問題はその指定に対して報告が、例えば滋賀などでも生物多様性保全の条例をつくって、このような指定が意義のあるものにするのですが、このような指定が法的にどのような根拠で守られているのか。そこら辺少しご説明していただきたいと思います。要するにホットスポ

ットで指定したけれども、守るすべが何もなかったら、ただ、指をくわえて見ているだけではないかと。それでは意味がないでしょうということで、それについて何か法的なものが。

○石井部会長 そうですね。どのようにするかということで。

○高柳委員 いえ、せっかく指定したものですから、すごく素晴らしいことだと思いますが、ホットスポットをどのように守るのか。これは結構幅が広くてすごいなと思っています。

○石井部会長 事務局のほうで説明をお願いします。

○事務局（穂積） はい。46ページに書いていますが、選定箇所のエリアではなくて、だいたいこの辺だということでお示ししています。なかなか線を引くには正直難しいところがありまして、リストという形で掲載させていただいています。

この選定箇所は、府立自然公園でありますとか、国定公園でありますとか、そのような始めに規制のかかっている部分と連携して、両輪のような形で、環境保全と規制が進んで、今、保護されてホットスポットになっているという部分がありますので、そのような評価と分析をしているものです。

なかなか新たにこのレッドリストをもとに、新たに規制を掛けていくのは難しいのですが、必要に応じて、先月ですが新たに緑地環境保全地区を指定したとかいうこともありました。守られている部分は、当面はこちらの今の規制制度の中で保全されていくということで取り組みたいと思っています。

○石井部会長 自然環境保全条例というツールが一応あるわけで、その中に環境保全地域の指定ということが大きく、今後、検討していくことになっているみたいです。

○高柳委員 せっかくですから、そのようなことを府民・市民の方に理解していただけるように、ぜひともそのような一覧表、つまりこの横にこのようなところは、このような指定がありますという一覧がありますと。守られるのだということが分かってきますので、ぜひともそのような一覧表を置いて、どのようにして守ろうということを府民の皆さんで共通意識を高めようとしていることを、ぜひとも示していただかなければ、皆さんこれを見て、「ふうん」と思うだけになってしまいますので、どのような形でこれを保全しようとされているのだということを示していただきたい。

あと定義もよく分からないので、定義もどこかにA、B、Cたぶんどこかに定義されているのですか。ここには定義は以下の通りと書いてあるのですが、定義、例えば46ページに3つのランクの定義は以下の通りであると書いてありますが、定義の文章がありませんので、どこに定義が。

○石井部会長 7ページです。

○事務局（穂積） 7ページに、はい。レイアウトの関係で。

○高柳委員 ごめんなさい。ここにあるのですね。分かりました。ぜひとも本当に素晴らしいことですので、ホットスポットに限らず、地形、地質、生態系、それぞれについて、どのように保全しようと具体的に考えているということを、府民に伝わるように、ぜひともそのような資料を、パンフレットとしてつくっていただきたいと。

○事務局（穂積） はい。少し今回の刷った冊子には間に合いませんので、先ほど申しました大阪府のポータルサイトのほうにリンクにはるような形で、ご指摘の点は反映してまいりたいと思います。

○高柳委員 ぜひとも、よろしくお願いいたします。

○石井部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○黒田委員 少し気になるところがあったのですが、43ページのほうで、アカマツ林のことに対しては、Bランクの真ん中辺ですが、マツノサイセンチュウによるマツ枯れということで、きちんと書いてありますが、44ページの貧栄養なアカマツ疎林というところでは、これは惨憺たる人間活動と書いているのに伴いという説明だけで、マツ枯れの話が出てこないのです。

やはりこれは関西ですとほとんどアカマツが減った理由というのは、人の活動が減ったこと以上に、マツ枯れの勢いが激しくてという前提がありますので、ですけど残っているところはあります。もし本当にここは残っていて、結構いいのではないかということがあれば、何かそこは場所を、このような場所ではという少し特異的な残り方をしているという説明があればいいかと思います。

一応、マツが減っていることに関しては、財政的な影響であるということ、まず基本に入れておいていただいたほうが、皆さんに余計な期待を残さなくてすむのです。皆さんマツを戻してほしい。松茸をもう一度採りたいという希望がすごく強いので、安易にそれに取り組みされる方が多いだけに、少しお願いできればと思います。また、次回に。

○事務局 はい。ありがとうございます。

○石井部会長 ほか、いかがでしょうか。特にご意見がなければ、そのような形でいいでしょうか。方向性ということですので、特にないようでしたら本日の議事予定については、その他の連絡事項を除いて、すべて終了ということでございます。どうもありがとうございました。これからの進行につきましては事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） 委員の皆様方には熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。先ほど審議事項の中で、私がスライドで説明させていただいているときに、ニホンリスについてレッドデータブックに掲載されていると申し上げたのですが、これは誤りでございます。この平成26年3月にレッドリストを改正したときに、除外されておりますので、お詫びして訂正したいと思います。

○高柳委員 ニホンイタチでこの文章であっているということですか。

○事務局 指針の（案）の2ページです。この文章であっているということです。

○高柳委員 この文章が正しい。はい。

○事務局 はい。正しいです。申し訳ございません。では、本日の部会で諮問を受けてご審議いただきました内容につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づき、知事に対して環境審議会から答申されることとなっております。なお、大阪府環境審議会、いわゆる本審議会と言われるものですが、11月に開催の予定でございます。その際に石井部会長から本日の審議及び採決についてご報告いただく予定となっております。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

開会 午後 4 時 19 分